

# 公 租 公 課

2023年1月27日  
中国電力株式会社

# 1. 公租公課の概要

- 公租公課は、法人税法、地方税法およびその他税に関する法律の定めるところにより、想定需要や設備計画等の前提計画をもとに算定しております。
- 島根原子力発電所2号機の安全対策工事等による固定資産税の増加等により、現行原価と比較して53億円増加しております。

## 【公租公課の内訳】

(億円)

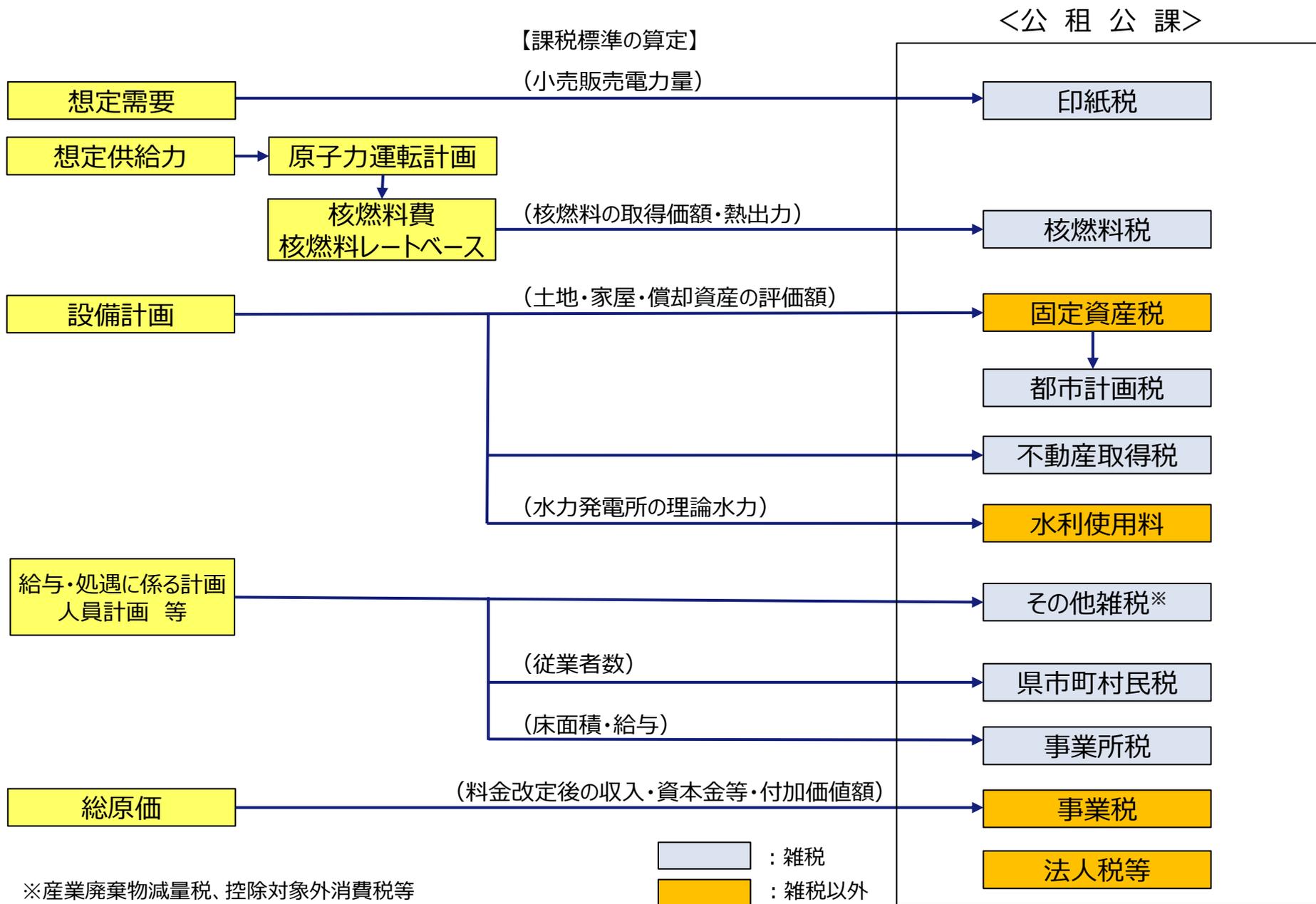
	申請原価 (A)	現行原価 (B)	差引 (A-B)	備考
水利使用料	13	12	0	
固定資産税	112	78	34	・島根原子力発電所2号機の安全対策工事 ・三隅発電所2号機の運転開始
雑税※	19	17	2	
事業税	95	84	11	・総原価の増 ・他社販売電力料の増
法人税等	70	65	5	
合計	308	255	53	

※県市町村民税、事業所税、核燃料税等

(注)端数処理の関係で、合計等が一致しない場合があります(以降同様)。

(注)現行原価は、託送費用相当を除いております(以降同様)。

# 【参考】公租公課算定の概念図



※産業廃棄物減量税、控除対象外消費税等

## 2. 水利使用料の概要

- 水利使用料は、河川法に基づき、河川の水利使用の対価として支払うものであり、各水力発電所の理論水力に単価を乗じて算定しております。

### 【水利使用料の内訳】

(億円)

	申請原価 (A)	現行原価 (B)	差引 (A-B)	備考
一般水力	10	/	/	・原価算定期間中の新設なし
揚水	2			・原価算定期間中の新設なし
合計	13	12	0	

### 3. 固定資産税の概要

- 固定資産税は、設備投資計画等の増減を反映した課税標準に税率を乗じて算定しております。
- なお、原価不算入とした固定資産に係る固定資産税については織り込んでおりません。

#### 【固定資産税の内訳】

(億円)

	申請原価 (A)	現行原価 (B)	差引 (A-B)	備考
水 力	15	23	▲7	・償却の進行
火 力	47	36	10	・三隅発電所2号機の運転開始
原子力	41	12	29	・島根原子力発電所2号機の安全対策工事
新エネ	1	-	1	
業 務	7	6	1	
合 計	112	78	34	

## 4. 雑税の概要

- 雑税には、県市町村民税、事業所税、都市計画税、核燃料税等が含まれており、それぞれの税法に基づき、過去実績や設備投資計画等をもとに算定しております。

### 【雑税の内訳】

(億円)

	申請原価 (A)	現行原価 (B)	差引 (A-B)	備考
県市町村民税	0	0	▲0	
事業所税	1	1	▲0	
都市計画税	2	2	▲1	
核燃料税	11	8	3	・制度変更（出力割の追加等） ・2023、2025年度に核燃料装荷
その他※	5	5	▲0	
合計	19	17	2	

※印紙税、不動産取得税、産業廃棄物減量税等。

## 【参考】核燃料税

- 核燃料税は、島根県の法定外普通税※です。
- 2025年度以降の税率は未定のため、現在の税率をもとに算定しております。

### 【核燃料税の概要】

	前回改定（2008）	今回改定（2023～2025）	
		価額割	出力割
課税期間	2005年4月1日～2010年3月31日	2020年4月1日～2025年3月31日	
納税義務者	発電用原子炉設置者		
税率	10%	8.5%	(廃止措置中) 63千円/kW・3か月 (上記以外) 41.1千円/kW・3か月
課税標準	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額		発電用原子炉の熱出力

※地方税法で定める税目以外で、地方自治体が必要に応じ、総務大臣との事前協議を経て制定できる法定外税のうち、一般的財政需要(用途が特定されていない)にあてるためのもの。

## 5. 事業税の概要

- 事業税は、地方税法に基づき、収入割・付加価値割・資本割それぞれについて、課税対象額に税率を乗じて算定しております。

(億円)

		申請原価 (A)	現行原価 (B)	差引 (A-B)	備考	
収入割	課税対象額	$A=(B-C)/(1-D)$	8,653			
	収入	B	15,598			
	控除項目	C	7,035			
	税率	D	1.05%	1.3%	▲0.25%	・税率の低下
	税額		91	84	7	・総原価の増 ・他社販売電力料の増
付加価値割 税額		2	-	2	税率：0.37%	
資本割 税額		2	-	2	税率：0.15%	
事業税合計		95	84	11		

## 6. 法人税等の概要

- 法人税等は、算定省令※に基づき、発行済株式数および一株当たりの配当金額（50円）をもとに算定しております。

※みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則

(百万株、億円)

		申請原価 (A)	現行原価 (B)	差引 (A-B)	備考
配当所要利益	$A = D / (1 - E)$	250	/	/	
発行済株式数※	B	361			
一株当たり配当 金額 (円)	C	50			
配 当 金	$D = B \times C$	180			
実効税率 (%)	E	27.956%	36.15%	▲8.194%	・税率の低下
法人税等		70	65	5	

※自己株式を除く。

算定省令 第三条第2項

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法、地方法人税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額